

川辺川ダム事業を巡る主な経緯について

出典： 熊本県作成

川辺川ダム事業を巡る主な経緯

整理番号	年月	
1	昭和38～40年	3年連続して川辺川、球磨川で大規模な洪水発生
2	昭和40年	熊本県議会及び人吉市議会が球磨川の抜本的治水対策を要望
3	昭和41年	建設省が球磨川水系工事実施基本計画を策定
4		建設省が川辺川ダム建設計画を発表
5		五木村・五木村議会が川辺川ダム建設反対を決議
6	昭和51年	建設省が川辺川ダム基本計画告示 (総事業費約350億円、工期S42～S56年度)
7		五木村水没者地権者協議会が「川辺川ダム建設に関する基本計画取消訴訟」等を提訴
8	昭和58年	農水省が国営川辺川土地改良事業着手(川辺川農業水利事業所開設)
9	昭和59年	建設省が川辺川ダム基本計画を見直し (総事業費約1,130億円、工期S42～H5年度)
10		建設省と五木村水没者地権者協議会がダム建設について合意、調印 (五木村水没地権者協議会が訴訟取下げ)
11		農水省が国営川辺川土地改良事業計画(利水)を決定
12	昭和63年	建設省が川辺川ダム基本計画を見直し (工期:S42～H12)
13	平成6年 11月	農水省が国営川辺川土地改良事業の変更計画を決定
14	12月	利水事業対象農家が農水大臣に国営川辺川土地改良事業変更計画決定の取消を求めて異議申し立て
15	平成7年 9月	建設省の川辺川ダム事業審議委員会が川辺川ダム事業の審議開始 (平成8年8月まで計9回審議し、「事業継続」と評価)

整理番号	年月	
16	平成8年 6月	利水事業対象農家等が国営川辺川土地改良事業計画変更に対する異議申立て棄却決定の処分取消を求めて提訴
17	10月	五木村、相良村、建設省及び県が川辺川ダム本体着工同意に伴う協定調印
18	平成10年 6月	建設省が川辺川ダム基本計画変更告示 (総事業費約2,650億円、工期S42～H20年度)
19	平成12年 9月	熊本地裁が川辺川利水訴訟で原告農家等の請求を棄却。原告が高裁に控訴
20	12月	建設省が土地収用法に基づき川辺川ダム建設の事業認定告示
21	平成13年 2月	球磨川漁協が総代会で漁業補償契約案を否決
22	3月	ダム建設反対団体が事業認定処分の取消を求めて提訴
23	8月	国交省の事業評価監視委員会が公共事業再評価で「事業継続」と評価
24	11月	民間研究グループ「川辺川研究会」が『ダム無しでも70億円で治水は可能』とする代替案を記者発表
25		球磨川漁協が臨時総会で漁業補償契約案を否決
26	12月	熊本県が「川辺川ダムを考える住民大集会」を開催 (平成15年12月まで計9回開催、2回目以降は国交省主催)
27		国交省が熊本県収用委員会に対し土地と漁業権の収用裁決を申請
28	平成15年 5月	国が川辺川利水訴訟福岡高裁で逆転敗訴し、上告断念により敗訴確定
29	6月	新たな利水計画の策定に向け、県が総合調整役となり関係者間で第1回事前協議を開催(平成18年7月まで系78回開催)
30	7月	川辺川土地改良事業に関する農家意見交換会を実施 (平成17年7月まで計5回開催)

川辺川ダム事業を巡る主な経緯

整理番号	年月	
31	平成15年 10月	収用委員会が次回審理を新利水計画確定後に開催するとし、審理を中断（第20回収用委員会：漁業権案件）
32	11月	収用委員会が漁業権と同様審理中断（第14回収用委員会：五木土地案件）
33	平成16年 5月	国交省とダム反対側が森林の保水力の共同検証に係る現地調査を実施（平成17年11月 賛否双方の合意により集結）
34	平成17年 8月	収用委員会が国交省に対して収用裁決申請の取下げを勧告し、取下げなければ却下する方針を示す（第23回収用委員会：漁業権案件）
35	9月	国交省が収用裁決申請（漁業権、五木土地、保留案件の全て）を取下げ（同時に事業認定は失効）
36	12月	川辺川ダム建設反対団体が訴訟取下げ、訴訟終了
37	平成18年 4月	国交省が第1回球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会開催（平成19年3月まで計11回開催）
38	8月	相良村が国営川辺川土地改良事業への不参加を県、九州農政局、事業組合に通知
39		事業評価監視委員会が公共事業再評価で「事業は継続し、当面の間は、道路整備等の生活再建対策及び諸調査を実施すること」と評価
40	11月	相良村長がダム建設反対を表明
41		川辺川ダム建設促進協議会臨時総会（相良村を除く11市町村が出席）がダム目的から利水を切り離した上でダム建設推進を要望することなどを決議
42	12月	川辺川の治水を早期に実現する実行委員会が川辺川ダム建設中止を訴える集会を相良村で開催
43	平成19年 1月	九州農政局が九州地方整備局に「川辺川ダムに水源を依存する利水計画としてとりまとめることはない」と回答
44	4月	社会資本整備審議会河川分科会が球磨川水系河川整備基本方針案を了承
45		相良村長が条件付きで利水事業への復帰を表明

整理番号	年月	
46	平成19年 5月	国交省が球磨川水系河川整備基本方針を決定
47		国交省が「くまがわ・明日の川づくり報告会」をスタート（平成19年11月まで計53回開催）
48		利水事業関係6市町村長会議が開催、国営事業を軸に地元で新利水計画をとりまとめることで合意
49	6月	電源開発が九州地方整備局に「今後、相良発電所計画をもって川辺川ダム建設事業に参画継続していくことは困難である」と回答
50	7月	相良村長が利水事業関係6市町村長会議への不参加を表明、相良村を除く5市町村は年内に新利水計画案をまとめる方針を確認
51	12月	農水省が平成20年度予算計上を見送り、事業休止が決定
52	平成20年 4月	利水事業関係6市町村長会議が再開